

2020年度 安全報告書

<作成基準>

本安全報告書は、航空法第111条の6及び同法施行規則221条の6に基づき作成し公表しております。

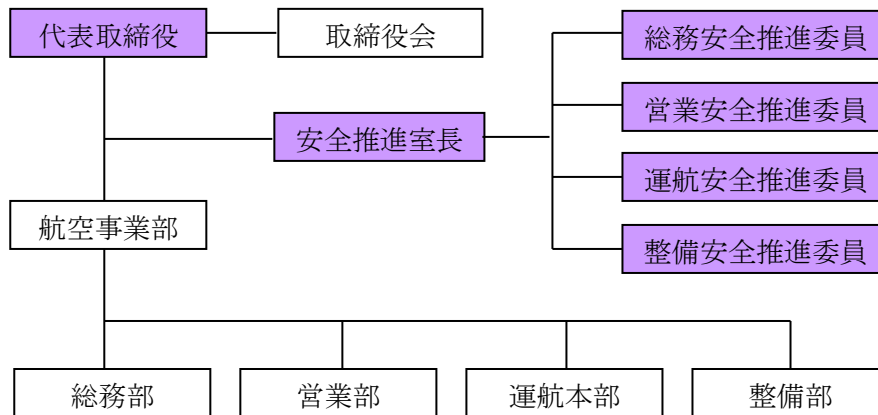
1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全方針

- (1) 安全は、全てに優先する。
- (2) 安全は、全員の責務である。
- (3) 安全は、日々努力により獲得する。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

(1) 会社及び安全組織



(2) 安全確保に関する組織の機能と役割

社長

1. 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底させる。
2. 安全方針を設定し、安全管理体制が適切で有効的に機能するために見直しをと改善を行う。
3. 安全統括管理者の選任および解任をする。なお適任者が選任できない場合は社長が兼務する。
4. 重大な事故等への対応を実施する。
5. 安全施策・安全投資に係る安全統括管理者の意見を尊重する。
6. 安全管理体制に必要な経営資源の確保と配分を行う。

安全統括管理者

1. 安全管理の取組みの統括管理者として社内の安全活動の監視と継続的な安全管理体制の改善を行う。
2. 安全推進室長の選任および解任をする。
3. 安全に関する重要事項と安全推進室の活動について社長への報告と提言を行う。
4. 安全推進室および各組織への安全に関する助言、勧告、援助を行う。
5. 安全風土、安全文化の構築及び定着の実現に努める。

安全推進室長

1. 会社が定める「安全推進室運営規則」により安全推進室を運営する。
2. 安全統括管理者が不在時は必要に応じて代行を行う。
3. 安全推進委員の選任と解任をする。
4. 安全管理体制が職場で有効に機能しているか監視し必要な勧告を行うと共に改善の必要性について安全統括管理者への提言又は報告を行う。
5. 安全重点施策の進捗状況および是正措置及び要望措置の実施状況を把握する。
6. 関係法令等の遵守と安全再優先の原則を社員に徹底させる。
7. 情報伝達及びコミュニケーションの確保を行う。

安全推進委員

1. 関係法令・各規程、各種業務規則の遵守および安全方針、安全情報の周知徹底と実現の動機付けおよび職場での反映状況を把握し必要に応じた指導を行う。
2. 職場での問題、改善事項をとりまとめ安全推進室へ提言または報告を行う。
3. 安全推進室の運営サポートと運営状況について職員へ伝達する。

社員

1. 関係法令・各規程、各種業務規則等の遵守。
2. 職場での不安全要素、問題点について改善提案と解決に向けた取組みを行い管理職または安全推進室へ安全提言または報告を行う。

(3) 組織の人員数

安全推進室	5名
航空機乗組員	14名
整備士	16名
総務・営業	6名

(4) 運航管理担当者と有資格整備士の数

運航管理担当者	18名
有資格整備士	15名

(5) 運航の支援体制

【航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容】

国土交通省航空局で定めた『運航規程審査要領（空航第58号）』、『整備規程審査要領（空機第73号）』及び『航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（国空航第14号及び国空機第48号）』に基づき『運航規程』および『整備規程』を規定し実施しています。
これらの規程については航空局のホームページをご覧ください。

【日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制】

毎朝全体朝礼を実施し当日の運航計画に沿った安全確認を行っています。
また各部門間の安全に関する調整はその都度実施し各部員へ周知徹底を図っております。

(6) 安全に関する社内啓蒙活動の取組み

①航空機乗組員の安全教育会議

1年に4回全乗組員を対象に次の内容について検討協議し安全教育を行なっています。

- ・過去の事故事例について検討
- ・異常運航に関する発表と今後の対策について
- ・体験談及び個人の安全学習についての発表
- ・視聴覚教育
- ・安全提言及び意見交換

②航空安全の日

毎年12月24日は『航空安全の日』として会社全体で社長訓示をはじめ各部の安全活動報告及び安全提言について全体教育会議を行っております。

③年末年始安全総点検の実施

④各安全講習会への参加

(7) 所有機に関する情報

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入時期	平均機齢
セスナ式 172型	4	4	251:12	1998年	27年
セスナ式 206型	1	6	241:40	1999年	41年
アエロスパシ アル式350型	1	6	187:28	2002年	37年
ロビンソン R44型	5	4	106:34	2000年	17年
ユーロコプタ ー式EC135型	1	7	92:59	2013年	8年

3. 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項

法第111条の4に規定する『航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態（航空事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）』の発生はありませんでした。

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置はありませんでした。
- (2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導はありませんでした。
- (3) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、トラブル発生状況を踏まえた本年度における輸送の安全の状況『本年度における輸送の安全上に対するトラブルの発生はなく、航空局指示に基づく安全総点検においても不安全事項はありませんでした。』
- (4) 2021年度の安全目標
- ①会社全体目標
- 『情報共有の徹底を図り安全確保に努める』
- ②安全に関する具体的な取組み
- ・航空機乗組員の飛行前後のアルコールチェックの確実な実施。
 - ・航空機乗組員の安全教育の実施。
 - ・『航空安全の日(12/24)』に会社全体で安全意識の高揚を図る。
 - ・安全会議を実施し不安全要素の抽出及び対策等を図る。
 - ・安全関連掲示物による安全意識の高揚を図る。
 - ・毎週月曜日全従業員による安全方針の唱和。
 - ・内部監査の徹底と部外による安全点検の実施。
 - ・第一月曜日を『期限管理の日』として計測機器の有効期限を確認する。
 - ・ヒヤリハット報告を、最低、操縦士、整備士数にて、提出を促す。